

# 宮津市公報

令和6年2月1日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目次

### 告 示

1 指定納付受託者の住所変更	1
2 収納事務受託者の住所変更	1
3 令和5年度物価高騰対応重点支援給付金事業実施要綱	1
4 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱	3

### 公 告

1 一般競争入札	3
2 農用地利用集積計画の縦覧	8
3 公示送達	9
4 公示送達	9
5 宮津市営住宅の入居者の公募	9
6 農用地利用集積等促進計画の縦覧	9
7 宮津市森林整備計画の変更案の縦覧	10

### 水 道 企 業

#### 《上下水道告示》

1 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定の有効期間の満了	10
-------------------------------	----

### 議 会

#### 《告 示》

1 宮津市議会議員の旧姓使用に関する規程	11
----------------------	----

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

1 宮津市教育委員会定例会の招集	11
------------------	----

### 農 業 委 員 会

#### 《告 示》

1 宮津市農業委員会定例総会の招集	12
-------------------	----

## 告 示

### 宮津市告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、ふるさと宮津応援寄附金の納付事務を指定した指定納付受託者から住所の変更届出があったので、次のとおり同条第4項の規定により告示する。

令和6年1月16日

宮津市長 城崎雅文

- 1 指定納付受託者 株式会社トラストバンク
- 2 変更後の住所 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 3 変更年月日 令和6年1月16日

————— \* \* \* —————

### 宮津市告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務を委託した収納事務受託者から住所の変更届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年1月16日

宮津市長 城崎雅文

- 1 収納事務受託者 株式会社トラストバンク
- 2 変更後の住所 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 3 変更年月日 令和6年1月16日

————— \* \* \* —————

### 宮津市告示第3号

令和5年度物価高騰対応重点支援給付金事業実施要綱を次のように定める。

令和6年1月22日

宮津市長 城崎雅文

#### 令和5年度物価高騰対応重点支援給付金事業実施要綱

##### （趣旨）

第1条 この要綱は、物価高騰による負担増によって様々な困難に直面した低所得者が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、臨時的な措置として実施する令和5年度物価高騰対応重点支援給付金事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

##### （給付金の支給）

第2条 市長は、令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、同法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの自治体の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税所得割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない世帯の世帯主に令和5年度物価高騰対応重点支援給付金（以下「給付金」という。）を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯には、給付金を支給しないものとする。

- (1) 給付金の支給を受けた世帯（他の自治体から給付金と同様の支給を受けた世帯を含む。）に属する者を含む世帯
- (2) 基準日の翌日以後の住民票の異動により、別世帯とする世帯の分離の届出があったものは同一世帯とみなし、いずれかの世帯に対し給付金を支給した場合のその他の世帯
- (3) 市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯

- (4) 租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯  
(5) 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業実施要綱(令和5年告示第91号)  
第2条第1項第1号及び第2号に該当する世帯  
(給付金の額)

第3条 給付金の額は、1世帯につき10万円とする。

- 2 給付金の支給に該当する世帯のうち、平成17年4月2日から令和6年3月31日までの間に生まれた者(以下「18歳以下の児童」という。)が属する世帯には、18歳以下の児童1人につき5万円を前項の額に加算する。

(受給権者)

第4条 給付金の受給権者である世帯主が基準日以後に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者)を受給権者とする。

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定めるものとする。

(給付申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、物価高騰対応重点支援給付金支給要件確認書(以下「確認書」という。)又は物価高騰対応重点支援給付金申請書兼請求書(以下「申請書」という。)を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(代理人による支給申請)

第6条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者  
(2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)  
(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者  
2 代理人が確認書を提出するときは、受給権者は確認書の委任欄に記載し、支給の申請をするときは、申請書に加え、原則として受給権者による委任状を提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。  
3 市長は、第1項第1号の規定による代理人にあつては、住民基本台帳により代理権を確認するものとし、同項第2号又は第3号の規定による代理人にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給決定等)

第7条 市長は、第5条の規定により確認書又は申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の適否を審査し、当該申請者に対し、給付金を支給する。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 受給権者から第5条に規定する期限までに確認書の提出又は申請書による申請が行われなかった場合は、受給権者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第7条の規定による支給決定を行った後、確認書又は申請書の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず確認書又は申請書の補正が行われず、受給権者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、給付金の支給を受けた後に受給権者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、確認書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第4号

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年1月22日

宮津市長 城崎雅文

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業実施要綱（令和5年告示第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 追加給付金の支給に該当する世帯のうち、平成17年4月2日から令和6年3月31日までの間に生まれた者（以下「18歳以下の児童」という。）が属する世帯には、追加給付金の加算金（以下「追加給付金加算金」という。）を支給する。ただし、追加給付金加算金は、第1項第2号の世帯には支給しない。

第3条に次の1項を加える。

3 追加給付金加算金の額は、18歳以下の児童1人につき5万円とする。

第5条第2項中「15日」の次に「（追加給付金加算金の申請にあつては、市長が別に定める日）」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

## 公 告

宮津市公告第1号

宮津市の公共施設に設置する自動販売機の設置者を選定することについて、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

令和6年1月15日

宮津市長 城崎雅文

1 入札物件

物件番号	設置施設	設置場所	所在地	設置場所の寸法 上段： 下段： 奥行	設置可能台数	最低年額 使用料	回収ボックス	特記仕様	担当部署

1	宮津市役所	本館1階 市民ホール	柳縄手 345-1	1.20 m 以内 0.80 m 以内	1 台	12,000円	不要	特になし	企画財政部 財政課 資産活用係 (0772-45-1611)
2	宮津市役所	新館2階 食堂前	柳縄手 345-1	1.20 m 以内 0.80 m 以内	1 台	12,000円	不要	特になし	
3	宮津市役所	別館1階 北側出入口	本町 789	1.20 m 以内 0.80 m 以内	1 台	12,000円	不要	特になし	
4	中央公民館	1階ロビー	鶴賀 2164	1.20 m 以内 0.80 m 以内	1 台	12,000円	必要	特になし	教育委員会事務局 社会教育課 社会教育係 (0772-45-1642)
5	宮津まちなか 地域振興拠点 施設 (立体駐車場)	1階西側 出入口	浜町 3006	1.20 m 以内 0.80 m 以内	1 台	12,000円	必要	特になし	産業経済部 商工観光課 商工係 (0772-45-1663)

- (1) 宮津市役所は、宮津市の休日を定める条例(平成3年条例第4号)に規定する日が閉庁日である。
- (2) 中央公民館の開館時間等は、宮津市中央公民館使用条例施行規則(昭和43年教委規則第1号)第2条に規定するとおりである。
- (3) 設置場所の寸法には、原則、放熱スペース等を含む。ただし、回収ボックスのスペースは含んでいない。
- (4) 設置可能台数を超える台数の設置はできない。
- (5) 複数の物件に応募することは可能である。

2 入札参加資格要件

次の(1)から(3)までの要件を全て満たす法人又は個人に限り入札に参加することができる。

- (1) 宮津市内に営業所を有する者又は宮津市民(物件番号5については宮津市外の者も可)
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
  - イ 営業の許可を受けていない未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ウ 入札申込書等入札参加資格の確認に必要な書類を提出する時に地方税を滞納している者
  - エ 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした日から2年を経過していない者
  - オ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した日から2年を経過していない者
  - カ 自動販売機設置者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた日から2年を経過していない者
  - キ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた日から2年を経過していない者
  - ク 正当な事由がなく契約を履行しなかった日から2年を経過していない者
  - ケ エからクまでのいずれかに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した日から2年を経過していない者
- (3) 宮津市暴力団排除条例(平成24年条例第20号)に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当しない者であること。

## 3 入札条件等

## (1) 自動販売機設置スペースの使用許可期間

ア 設置スペースの使用許可の期間（以下「設置許可期間」という。）は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

イ アに定める期間の利用状況等を踏まえ、引き続き設置していくことが適当と認められるときは、当初の入札条件を変更しないことを前提として、設置許可期間終了日の翌日からさらに1年間の使用を許可するものとし、以降も同様とする。ただし、当該設置許可期間の延長措置は2年間を限度とする。

ウ 設置許可期間の期間中であっても、公用又は公共用に供するため必要とするときは、当該使用の許可を取り消す場合がある。

## (2) 設置スペースの使用料

ア 自動販売機設置者に決定した者は、物件ごとに決定した者が入札した価格を市長の定める日までに納入しなければならない。

## (3) 設置する自動販売機の条件

ア 販売品目はアルコール飲料を除くものとし、コーヒー・お茶・紅茶・ジュース・フローズン・乳飲料等から季節に応じて売れ筋となる販売品目を具体的に提案すること。

イ 販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。（個別に販売価格の条件がある場合は、当該販売価格を上回る価格としないこと。）

ウ 設置する自動販売機は、消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダー等）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機とするほか、閉館時間や閉館日はタイマー等の設置による自動点灯・消灯などの環境対応機能を備えた自動販売機とすること。

## (4) 自動販売機の設置に際しての条件

ア 自動販売機の設置位置は、物件ごとに自動販売機設置位置図に示した場所とし、指定した外形寸法の上限を超えないものとする。

イ 自動販売機の設置に際しては、据付面を十分に確認し、転倒防止措置を講じること。

ウ 設置に当たっては、コンセント一つに対して、差込プラグを一つとすること。

エ 電力使用量計測用子メーターを設置すること。

オ 物件番号4及び5については、販売する飲料水等の容器に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、自動販売機設置者の責任で適切に回収すること。

## (5) 自動販売機の設置・撤去に要する費用等

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーターの設置費等を含む。）及び維持管理等に係る一切の費用並びに自動販売機の運転に必要な光熱水費は、自動販売機設置者の負担とする。

イ 自動販売機の運転に必要な光熱水費は、市長の定める日までにその全額を納入しなければならない。

## (6) 維持管理責任等

設置許可期間前及び期間中は、次のことを遵守すること。

ア 設置許可期間中に法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その取消しを受けていないこと。（該当の場合のみ）

イ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。

ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならないこと。

エ 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理は、自動販売機設置者が責任をもって行うこと。なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に

関する届出書(様式8)を宮津市に提出すること。また、商品の賞味期限に注意するとともに在庫及び補充管理を適切に行うこと。

オ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、自動販売機設置者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

カ 盗難事故や破損事故等による損害は、宮津市の責によることが明らかな場合を除き、全て自動販売機設置者が負うこと。

(7) その他

ア 販売品の納入、廃棄物の搬出等を行う時刻及び経路について、宮津市の指示に従うこと。

イ 販売品目等自動販売機の運用上の事項については、必要に応じて宮津市と協議し、その指示に従うこと。

ウ 自動販売機設置者は、設置許可期間満了により自動販売機を撤去する場合は、設置許可期間内に原状回復すること。

エ 自動販売機設置者の自己都合により、自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の1か月前までに宮津市に書面により通知すること。なお、この場合は既に納めた使用料は還付しない。

オ エにより自動販売機を撤去する場合又は「4 使用許可の取消し」のいずれかに該当し設置の許可が取り消された場合、自動販売機設置者は速やかに原状回復すること。

カ 原状回復に係る一切の補償を宮津市に請求することはできないものとする。

キ その他物件ごとに宮津市が定める事項に従うこと。

4 使用許可の取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、既に納めた使用料は還付しない。

ア 許可場所を公用又は公共用に供する必要が生じた場合

イ 宮津市の都合により使用許可を取り消す必要が生じた場合

ウ 使用許可の条件に違反する行為があると認められる場合

エ 自動販売機設置者が入札参加資格を失った場合

オ 自動販売機設置者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

(2) 前号のウからオまでのいずれかに該当する場合は、当該取消しの日から3年間、宮津市が実施する自動販売機設置者を選定する入札に参加できないものとする。

5 入札申込等

(1) 入札申込

入札に参加しようとする者は、入札申込書(様式1)に次に掲げる書類を添えて宮津市に提出しなければならない。

ア 申込物件チェックリスト(様式2)

イ 誓約書(様式3)

ウ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)

※入札申込日前3か月以内に発行されたものに限る(コピー可)。

エ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は許認可等の免許証の写し

オ 販売品目等一覧表(様式4)

カ 住民票記載事項証明書(法人の場合は法人登記簿(履歴事項全部証明書))

※提出日前3か月以内に発行されたものに限る(コピー可)。

キ 役員調書(法人の場合のみ)(様式5)

ク 自動販売機の管理関係等に関する届出書(様式8)

ケ 地方税納税証明書(滞納がないことの証明書)

※提出日前3か月以内に発行されたものに限る(コピー可)。

(2) 入札申込期間等

ア 入札申込書の受付期間：令和6年2月9日(金)から令和6年2月21日(水)まで※必着

イ 入札申込書の受付場所及び送付先：〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1

宮津市役所 企画財政部 財政課 資産活用係（別館1階）

ウ 持参される場合の受付時間は、宮津市役所開庁日の午前9時から午後5時までとする。

エ 郵送による申込みは簡易書留（又は書留）とし、普通郵便で送付された場合で受付期間内に到着しなかったものは受け付けない。

オ 申込に必要な書類が受付期間内に到着しない場合や書類の不備があった場合は受け付けない。

カ 電話、ファックス又はインターネットによる申込みは受け付けない。

#### 6 入札日時、場所及び持参するもの

(1) 入札日時 令和6年2月27日(火)午前11時

(2) 入札場所 宮津市役所第2会議室(本館南棟1階)

(3) 持参するもの

ア 入札書

イ 印鑑

個人の場合は認印。法人の場合は代表者印。なお、代理人が入札をする場合は、委任状の「代理人使用印」の欄に押印の印鑑とすること。

ウ 委任状（代理人が入札する場合のみ）

委任状に所定の事項を記入し、入札申込者本人の登録印鑑を押印すること。なお、入札申込者本人の印鑑登録証明書(本入札日前3か月以内に発行されたもの)を添付すること。

エ 筆記用具（黒の万年筆又はボールペン）

#### 7 入札方法

(1) 入札は、入札参加資格が確認できた者（以下「入札者」という。）のみによって行う。

(2) 入札会場へ入室できるのは、入札者1者につき2名までとする。

(3) 入札書は、宮津市の入札書（様式6）を使用すること。

(4) 入札書には、入札者の住所、氏名（代理人が入札する場合は入札者及び代理人の住所及び氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状の「代理人使用印」の欄に押印したもの）を必ず押印すること。

(5) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」記号を記入すること。

(6) 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状を提出しなければならない。

(7) 入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(8) 入札前に入札書の記載に誤りを発見し、訂正しようとするときは、入札用紙の再交付を受けること。

(9) 入札書は、定形封筒に封入して封印し、係員の指示により入札箱に投函すること。

#### 8 開札

開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとに行う。

#### 9 落札者の決定

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が宮津市の定めた最低年額使用料以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 前号に該当する者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができない。

(3) 落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を入札者に知らせるものとする。

(4) 落札者は、宮津市からの落札決定書をもって自動販売機設置者となる。

#### 10 入札の変更等

(1) 入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと

認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は中止することがある。

(2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

(3) 入札書の無効

次のいずれかに該当する場合の入札書は無効とする。

ア 最低年額使用料を下回るもの

イ 入札参加資格がない者が入札したもの

ウ 指定の期間内に提出しなかったもの

エ 入札価格、日付、住所、氏名及び押印(印鑑証明印)のないもの又はこれらが分明でないもの

オ 申込物件チェックリストにチェックのなかった物件に入札したもの(その入札のみ無効)

カ 入札書の訂正をしたもの

キ 入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの

ク その他入札に関する条件に違反したもの

11 自動販売機設置者の提出書類

自動販売機設置者に決定した者は、宮津市が指定する期日までに次の書類を提出すること。

(1) 設置場所の図面

(2) 設置する自動販売機のカatalog (仕様、寸法及び消費電力等がわかるもの)

(3) 自動販売機の管理関係等に関する届出書(様式8)

※入札参加申込書に添付した「自動販売機の管理関係等に関する届出書」の内容と異なる場合

(4) 行政財産使用許可申請書(様式9)

※物件番号1、2、3及び5の自動販売機設置者

(5) 教育財産使用許可申請書(様式10)

※物件番号4の自動販売機設置者

12 自動販売機設置者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、自動販売機設置者としての決定を取り消し、当該取消の日から3年間、宮津市が実施する自動販売機設置者を選定する入札に参加できないものとする。

(1) 正当な事由なくして、宮津市が指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合

(2) 自動販売機設置者が入札参加資格を失った場合

(3) 自動販売機設置者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

13 その他

使用許可の手續き及び履行に関する一切の費用は、自動販売機設置者の負担とする。

14 入札に関する問合せ

宮津市役所 企画財政部 財政課 資産活用係(別館1階)

電話: 0772-45-1611(直通) FAX: 0772-25-1691

ただし、入札物件に関する問合せは各担当部署とする。

— \* \* \* —

宮津市公告第2号

改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により令和5年度農用地利用集積計画(令和6年1月12日付け宮農委第62号通知分)を定めたので、改正前の同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和6年1月19日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和6年1月19日

至 令和6年2月7日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

\* \* \*

宮津市公告第3号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和6年1月25日

宮津市長 城崎雅文

(以下掲示済)

\* \* \*

宮津市公告第4号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和6年1月25日

宮津市長 城崎雅文

(以下掲示済)

\* \* \*

宮津市公告第5号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和6年1月25日

宮津市長 城崎雅文

## 1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
鳥が尾	宮津市字喜多	16,400～32,300	2	3DK
		10,200～20,100	1	2DK

## 2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

## 3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

## 4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 令和6年1月29日（月）から令和6年3月29日（金）まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

## 5 選考方法の概略

入居者は、先着順で決定します。

## 6 入居時期

入居決定した日から約1か月後

\* \* \*

宮津市公告第6号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により認可した

ので、同条第7項の規定により公告し、当該計画を次のとおり縦覧に供します。

令和6年1月25日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積等促進計画の縦覧期間

自 令和6年1月25日

至 令和6年2月14日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

————— \* \* \* —————

宮津市公告第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により宮津市森林整備計画を変更したいので、同条第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画の案を下記のとおり縦覧に供する。

なお、宮津市森林整備計画の案については、縦覧期間満了の日までに宮津市長に、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和6年2月1日

宮津市長 城崎雅文

記

1 縦覧の期間

令和6年2月1日から令和6年3月1日（土日祝祭日を除く）

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

## 水道企業

### 《告 示》

宮津市上下水道告示第1号

宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定の有効期間が令和5年12月31日に満了した次の者について、継続して指定しなかったため、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和2年水管規程第3号）第16条の規定により告示する。

令和6年1月15日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮下水道指定第115号

(1) 名 称 ちきりでんき

(2) 所 在 地 伊根町字平田156番地11

(3) 代 表 者 千切 進

指定番号 宮下水道指定第138号

(1) 名 称 奥村設備

(2) 所 在 地 福知山市字篠尾1118番地の5

(3) 代 表 者 奥村 滋

## 議 会

### 《告 示》

## 宮津市議会告示第1号

宮津市議会議員の旧姓使用に関する規程を次のように定める。

令和6年2月1日

宮津市議会議長 長 本 義 浩

宮津市議会議員の旧姓使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮津市議会議員（以下「議員」という。）が、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も、議会活動において婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を議員活動において使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(旧姓の使用)

第2条 議員は、あらかじめ議長の承認を得て、在任中、旧姓を使用することができる。ただし、次に掲げる場合は、旧姓を使用することができない。

- (1) 履歴に関する届出書類
- (2) 議員に関する証明書類
- (3) 辞職願
- (4) 議員報酬及び費用弁償の支給に関する書類
- (5) 扶養控除等申告書その他の源泉徴収に関する書類
- (6) 叙位及び叙勲の申請に関する書類
- (7) 市議会議員共済会に関する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、旧姓の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの

(使用承認の申請等)

第3条 旧姓を使用しようとする議員は、旧姓使用承認申請書により、議長に申請しなければならない。

2 議長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認書により当該議員に通知するものとする。

(中止の届出)

第4条 議長の承認を受けて旧姓を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届により、議長に提出しなければならない。

(報告)

第5条 議長は、旧姓の使用を承認したとき又は旧姓使用中止届を受理したときは、議会運営委員会に報告するものとする。

(責務)

第6条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たっては、議会活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、旧姓使用承認申請書等の様式その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

## 教育委員会

### 《告 示》

宮津市教育委員会告示第1号

令和6年第1回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和6年1月18日

宮津市教育委員会  
教育長 山本 雅弘

- 1 日時 令和6年1月25日(木) 午前9時
- 2 場所 宮津市福祉・教育総合プラザ(4階応接会議室)

## 農業委員会

### 《告示》

宮津市農業委員会告示第1号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和6年1月5日

宮津市農業委員会  
会長 関野 掲司

- 1 日時 令和6年1月12日(金) 午前9時30分
- 2 場所 宮津市中央公民館 大会議室
- 3 議題
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - 議案第2号 非農地証明交付申請の承認について
  - 議案第3号 再生利用が困難な農地に係る非農地判断について
  - 議案第4号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
  - 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について